

幡羅町浄水場跡地売却公募型プロポーザル

審査基準書

平成 28 年 11 月

深谷市水道事業

《 目 次 》

1	審査基準書の位置付け	1
2	審査方法	1
3	審査体制	1
4	選定結果の公表	1
5	審査フロー	2
6	審査項目と配点	3
	(1) 応募要件の審査	3
	(2) 提案内容の審査	3

1 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、「幡羅町浄水場跡地売却公募型プロポーザル」による民間事業者を選定するにあたり、「幡羅町浄水場跡地売却公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、最優秀提案者と優秀提案者を選定するための審査基準等を定めるものである。

2 審査方法

提案事業者から提出された提案書に対して、資格要件、企業の財政状況、事業計画、施設整備計画、価格に関する提案を総合的に評価し、審査を行う。

3 審査体制

最優秀提案者の選定にあたり、審査委員会を設置し、審査基準に基づく提案書の審査を行い、最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を選考する。総合点が同点の場合には、価格の高い提案者を選考する。

また、市は委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を決定し、最優秀提案者と協議を行う。その結果、協議が整わない場合は、次点となる優秀提案者と協議を行う。

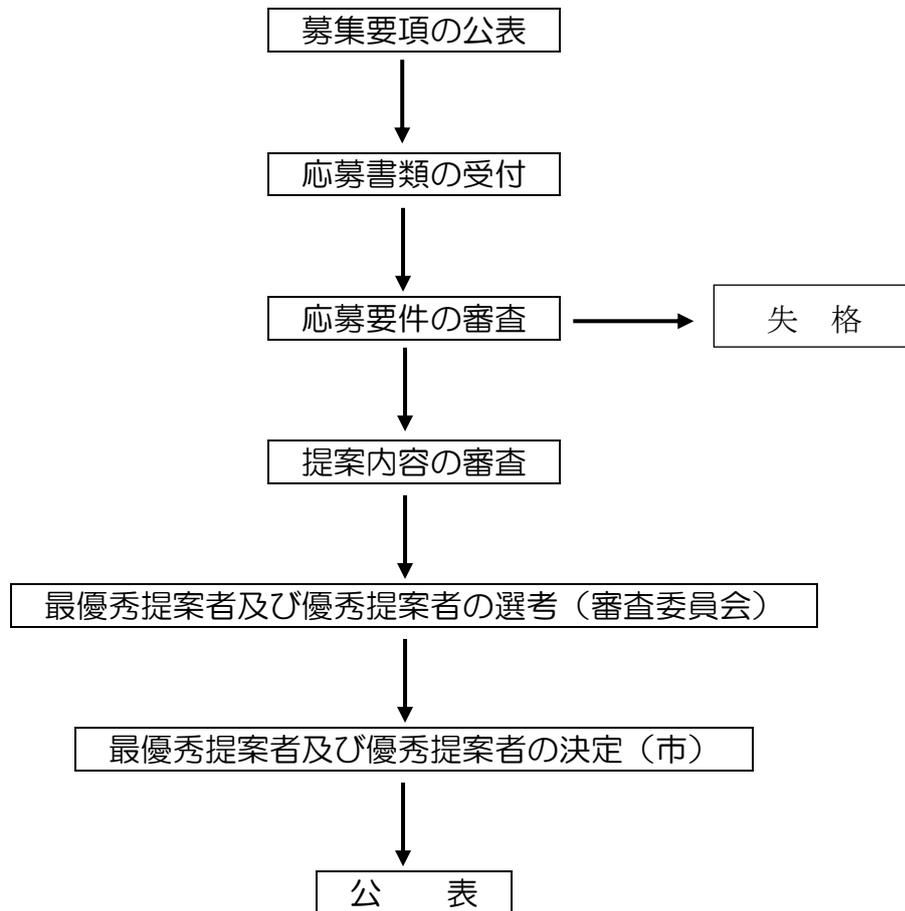
4 選定結果の公表

選定結果は各提案事業者に個別に通知するほか、市のホームページにて次の内容を公表する。

- 最優秀提案者及び次点となる優秀提案者
- 最優秀提案者の選定理由
- 提案事業者名
- 審査委員氏名

5 審査フロー

最優秀提案者選定までの流れ



6 審査項目と配点

(1) 応募要件の審査

応募要件の審査は、募集要項に示した資格要件について審査を行なう。
募集要項に示した資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

(2) 提案内容の審査

内容審査の審査項目、主な評価の視点及び配点は表1に示すとおり。

表1 審査項目及び配点

審査項目	主な評価の視点	配点
1 地域への貢献	<ul style="list-style-type: none">・ 応募者の構成員または事業計画の実施に際して市内事業者がどの程度活用されているか。・ 事業計画の実施にあたり、市内に居住する求職者を対象とした雇用促進等について、具体的な提案があるか。・ 周辺地域と積極的かつ継続的に関わり、協力しながら地域貢献に取り組む提案がなされているか。・ 地域経済活性化について、長期的な経済波及効果が見込まれるか。	40
2 事業計画の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画を円滑かつ継続的に実施する体制が構築されているか。・ 事業スケジュールが確立されており、その内容が具体的かつ実現可能なものとなっているか。・ 長期的に安定した土地及び計画する建物等の利用が計画されているか。	20
3 資金計画	<ul style="list-style-type: none">・ 既存建築物等の解体・撤去から提案事業の施設が開業するまでに要する費用や、その資金の調達方法、事業期間中の資金・収支計画が明示されているか。	20

4 提案価格	<ul style="list-style-type: none"> 最低売却価格以上であること。 $\text{提案価格点} = \text{提案価格} \div \text{最高価格} \times 20$ <p>(提案価格に上限は設けない)</p> <p>例) 提案価格3千万円、最高価格5千万円の場合。 $3\text{千万円} \div 5\text{千万円} \times 20\text{点} = 12\text{点}$となります。</p>	20
合 計		100